入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年10月31日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長　荒原　勝行

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　34

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量

令和８年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約

年間使用予定電力量　662,964kWh

⑶　調達件名の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札書に記載された金額に10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

⑷　資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑹　入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。

⑺　入札書の提出期限の日から起算して過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

＊厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）

⑻　社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近２年間の保険料の滞納がないこと。）

⑼　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

⑽　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑾　省CO_2化の要素を考慮する観点から、「適合証明書」及び別紙で定める基準を満たす者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒730―8538 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎２号館５階　広島労働局総務部総務課会計第二係　電話082―221―9241

広島労働局ホームページ

（http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/）

⑵　入札説明書等の交付期間及び交付場所　令和７年11月11日から令和７年12月26日まで

広島労働局ホームページ

（http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/）

⑶　入札書の受領期限　令和８年１月16日10時50分

⑷　開札の日時及び場所　令和８年１月16日11時00分　広島労働局総務部総務課内

4　電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

なお、上記３⑶及び⑷については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要。

⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

6　summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Arahara Katsuyuki, Director of General Coordination Department, Hiroshima Labour Bureau.

⑵　Classification of the services to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About 662,964kWh Electricity

⑷　Delivery period : From 1 April, 2026 to 31 March, 2027

⑸　Delivery place : described in the Tender explanation.

⑹　Qualification for Participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　Not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

②　Have Grade “A”, “B”, or “C” on “Sale of product” in Chugoku Region in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2025, 2026 and 2027 ;

③　Prove to have no false statement in tendering documents ;

④　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ;

⑤　Not be currently under a nomination stop as instructed by the Ministry of Health, Labour and Welfare ;

⑥　Not have received any administrative disposition due to violation of the laws and regulations under the jurisdiction of the Ministry of Health, Labor and Welfare within the past one year from the deadline of the tender document ;

⑦　Participate in social insurance, etc. (Welfare annuity insurance, Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over), Seamen’s insurance, national pension, industrial Accident Compensation insurance, employment insurance), and there is no delinquency in insurance premiums. (However, excluding those who are not obligated to join) ;

⑧　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺　Time-limit for tender : 10 : 50 AM, 16 January 2026.

⑻　Others : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

⑼　Contact point for the notice : Second Accounting section of General Coordination Department, Hiroshima Labour Bureau, 6―30 Kamihachobori, Nakaku, Hiroshima-city, Hiroshima-prefecture 730―8538, Japan, Tel. 082―221―9241